

日精協発第 24103 号

令和 6 年 11 月 22 日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

公益社団法人日本精神科病院協会
会 長 山 崎 學

障害福祉サービスの抜本的見直しに関する要望

現在、退院促進、地域生活支援の観点から、障害福祉サービスの提供量の拡大が喫緊の課題となっている。しかし、一方で不正な障害福祉サービス報酬の請求等に対して、行政指導が行われた報道が相次いでおり、この夏にも、株式会社恵について、愛知県及び名古屋市は同社の運営するグループホーム事業所（5 事業所）の指定取消処分を行い、厚生労働省は、令和 6 年 8 月 2 日付で適切かつ継続的な障害福祉サービスの確保等のための行政指導を行っている。

このような問題は、以前より医療関係者から指摘されているところであり、令和 6 年 7 月 4 日の社会保障審議会障害者部会では、当協会所属の委員から、以下の項目を列挙して質問し、当局の見解を求めている。

- ① 障害福祉サービスの質の確保よりも量的拡大を優先した過程で、結果として他分野から営利企業の参入を招いたこと
- ② そのような実績や経験がない事業者の参入により、質の低下が懸念されていること
- ③ 営利企業は、その株主に対する義務として利益を求める傾向があり、必要なサービスを必要としている人に提供するのではなく、必要がないところに需要を喚起してサービス提供を行う事例が散見されること
- ④ サービスの質を担保する方法はいくつか考えられるが、運営指導は極めて有効な手段だと考えられること

これに対し担当課長は、実際の就労系の福祉サービスの実態把握を行い、基準を満たさない、ないしは報酬の算定条件を満たさない場合は不正請求となり、当然その場合は返還になると返答している。

以上のような問題が連続していること、および障害福祉サービスの財源が国民の税金であることを考えると、すべての事業所に対して適切な運営指導が十

分に行われていないことは不適切であり、不当に取得をしたサービス費の取扱いを行った事業者に対しては、返還等の徹底を図るべきである。

今般、2040年を目途とする新たな地域医療構想についての検討が始まっている。新しい地域医療構想は、これまでの医療分野のみならず、病院、かかりつけ医、在宅医療、および介護・障害福祉の有機的な連携を図るものであり、従来の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」と考え方は一致している。

このような時代背景を考えると、当協会が従来唱えてきた、障害支援区分のあり方や主治医意見書の活用等のさらなる議論が必要であり、事業所の選択についても、抜本的に考えなおすべき時であると考え、以下を要望する。

記

1 障害福祉サービスの事業者として安易に営利企業が参入することがないように、新規参入事業者に対する厳格な審査はもとより、既存の事業者に対して更新制度を設けるなど、抜本的な見直しを行うこと。

2 その際には、当事者のニーズに叶った医療、介護との密接な連携が必要であることを鑑み、適正な運用を図るために、これまでの実績や経験を重視するとともに、協議の場での議論の結果を尊重すること。

3 すべての事業所に対して、適切な施設基準等に関する適時調査や運営指導を行い、サービス費を不当に取得した事業者に対しての返還等の徹底を図ること。そして、監督官庁に対しては、適時調査を適切な間隔で行い、適正な運用を図るよう厳しく指導すること。

以上